

日向市では、宮崎県内の病児・病後児保育施設を
利用した際の利用料の補助制度を開始します！

令和5年10月1日～



病児・病後児保育施設を利用した方へ

利用料、補助します！

補助額

児童1人につき

1日あたり2,000円（上限）

☆食事代、おやつ代、医療費等は含みません。

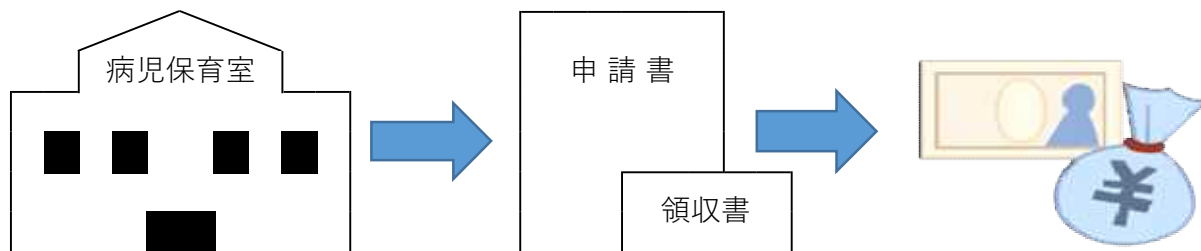
- 対象児童 日向市内に居住する0歳(生後3か月以上)からおおむね10歳未満の児童
- 対象施設 宮崎県内の病児・病後児保育施設
- 申請方法

・日向市内の施設 現物給付（利用料から助成額が差し引かれます）

・日向市外の施設 償還払い（いったん施設に利用料を支払い、その後に、領収書に必要書類を添付して、日向市こども課に提出してください）

※利用した日から1年以内に申請してください

（日向市外の施設を利用した場合の申請の流れ）



①市外の病児・病後児施設を利用

②領収書を添付し、市へ申請書を提出

③支払額に応じて補助金をお振込み

○問い合わせ先 日向市こども課保育係 TEL 0982-66-1021

詳しくは、市ホームページをご確認ください。